

令和3年6月23日

報道各位

婚姻前の氏の通称拡大・周知を促進する議員連盟
会長 中曽根 弘文

夫婦が同じ姓（氏）を名乗る民法及び戸籍法の規定に関する
最高裁大法廷の決定について

本日（令和3年6月23日）、最高裁判所大法廷により示された、夫婦同姓（氏）を定めた民法750条及び戸籍法74条1号について「合憲」とする決定は、合理的な判断と受け止めております。

自民党では、これまで旧姓（氏）の通称使用拡大を党公約として国民の皆様にご約束し、着実にその取り組みを進めてまいりました。

また、当議連においては、昨年12月に党法務部会に提出された「婚姻前の氏の通称使用に関する法律案」を踏まえ、通称使用拡大のあり方およびその取り組みについて、議論を深めてまいりました。

今後ともこうした取り組みをさらに加速させることによって、改姓（氏）による不利益や不便の解消を図り、全ての国民が個性や能力を発揮できる社会の実現を目指してまいります。

また、姓（氏）のあり方については、日本社会における「家族」の役割や、同一の姓（氏）を称することの意義を踏まえた上で、国民の皆様が懸念している夫婦別姓（氏）が子に与える影響や制度変更に伴う社会的混乱、財政的コストなどの総合的な観点から、社会の分断やイデオロギー的な対立に陥ることのないよう留意しつつ、引き続き冷静かつ慎重な議論を行ってまいります。

以上